

### 資料3 討議資料に関する意見

森下哲朗

本日は所用により研究会への参加が大幅に遅れるか、場合によっては、出席できない可能性がございますことから、事務局のお許しを頂き、書面にて意見を申し述べさせていただきます。

#### ● 1頁～2頁（仮想通貨の利用方法の多様化と金融規制の関係）

- ・ 仮想通貨に関する金融規制の要否を検討するに当たり、仮想通貨を用いた行為が金融の機能を有するかどうか重要であるというのは、その通りであると考えます。
- ・ 仮想通貨というか、ICO どうかを問わず、行為・取引に用いられる「トークン」「コイン」は、取引の「媒体」「道具」であり、「ブロックチェーン」は技術であって、金融規制の観点からより重要であるのは、機能やリスクであり、同一の機能やリスクを有する行為については、同様の規制を課すということを基本とすべきであると考えます。
- ・ 従って、仮想通貨を用いた取引が、仮想通貨を用いない他の金融取引と同一の機能・リスクを有するのであれば、同様の規制の対象とすることを原則としたうえで、仮想通貨を用いる取引における特有のリスク、仮想通貨を用いることで拡大するリスクや限定されるリスクがあればそれらを反映した調整を行う、また、新たなビジネスの促進という観点からはリスクの小さいものについては規制を軽減する等の方針で、規制のあり方を考えるべきであると考えます。
- ・ 以上のような観点からは、今回の資料では触れられていませんが、資金移動や貸付等との関係での規制の適否も問題となり得るように思います。
- ・ また、リスクの小さい取引についての適用除外や規制の軽減についても検討されるべきであると考えます。

#### ● 資料2頁（本研究会における議論の進め方）

- ・ 喫緊の課題である3つの項目を検討することは賛成ですが、3つの規制の相互関係も問題になるように考えますので、後日、全体としての規制の整合性、重複や欠缺の有無等を検討する機会があればよいのではないかと考えます。
- ・ なお、仮想通貨交換業に関する規制のあり方を考えるうえで、どのような「仮想通貨」を念頭において検討するかは重要であると考えます。例えば、現状、ICO におけるトークンは、ほとんどの場合、資金決済法における「仮想通貨」に含まれるといった考え方が有力であると理解しておりますが、仮想通貨交換業の規制のあり方について検討するにあたっては、まずは、ビットコインのような仮想通貨を想定して検討を行い、そ

のうえで、ICO のトークンにも同様の規制を及ぼす必要があるかどうか、トークンに同様の規制を適用する際に規制を変更すべき点があるかを検討する、といったことが考えられるのではないかと思います。

- 資料 3 頁～4 頁 (1) 問題がある仮想通貨の取扱い

- ・ 仮想通貨の中には、犯罪等に利用されやすい、脆弱性がある等といった問題がある仮想通貨があるというのは仮想通貨を用いた取引に特有のリスクといえます。この点に適切に対処するために、問題がある仮想通貨が一般に流通しないよう、交換業者による取扱いを禁止することが必要であると考えます。
- ・ 具体的な規制の方法としては、資料にありますように、自主規制機関との連携が重要であると考えます。

- 資料 4 頁～5 頁 (2) 仮想通貨の流出リスク

- ・ どれほどサイバー・セキュリティを高めたとしても、ハッカー等による攻撃を 100% 阻止し、流出のリスクをゼロにすることが難しいのだとすれば、①流出事案が生じた場合の対応が明確であり、②当該対応を実際に履行するだけの原資が確保され、または、仕組みが整備されていることが重要であると考えます。従って、資料 4 頁に記載されている考え方は適切であると考えます。また、②については、各交換業者がそれぞれ個別に必要な原資を確保する方法のほか、(注 2) に記載されているような方法も許容されるべきであると考えます。
- ・ なお、ハッカー等による攻撃を 100% 阻止することが難しいのであれば、重要なことは、攻撃によりセキュリティを破られた場合における損害をいかに限定していくかであると考えます (1 回の攻撃による損害額が巨額に上り得ることは、全てがデジタル化されたビジネスの抱えるリスクの 1 つであると考えます)。ホットウォレットで保管する割合を限定するという方法は一つの方法だと考えますが、そのほかにも、技術やシステム、組織上の工夫により、損害額を限定するための取組みを積極的に求めていくべきであると考えます。
- ・ また、同種の攻撃に対する対応を業界全体として速やかにとれるようにするため、攻撃に係る情報は当局を含め関係者で共有し、速やかに対策を講じることができるような体制を整えることも重要であると考えます。

- 資料 5 頁～6 頁 (3) 交換業者の倒産リスク

- ・ 仮想通貨交換業者に対して仮想通貨を「預けている」多くの顧客の感覚・理解は、有価

証券を寄託しているのと同様、業者に預けているものは、業者が倒産したとしても取り戻すことができる、というものではないかと考えます。一方、仮想通貨それ自体の法的性格や、仮想通貨交換業者と取引する顧客の権利等について、私法上の位置づけが明確でないという状況があり、業者倒産時の顧客の地位を不安定なものにしている点は否めません（なお、顧客の権利が不明確であるという問題は、必ずしも業者の倒産時に限ったものではありません）。

- ・ この点に関しては、仮想通貨交換業者と取引する顧客が、通常取引時、また、交換業者倒産時に有する権利を個別に法令等で規定することによって、仮想通貨交換業者の顧客がどのような権利を有するかを明確にすることが考えられると思います。また、その方がより根本的な対応であるように思われます。また、その際、事業者の破綻時には顧客が優先的に弁済を受けることができる旨の規定等を設けることは十分検討に値すると考えます。
- ・ 交換業者による流用や分別管理の不徹底という事案が生じているのだとしますと、そういった事案に対する対応策として、業務の円滑な運営に支障のない範囲で、一定量の仮想通貨や金銭の信託銀行への寄託を義務付けるということも考えられると思います（仮想通貨を信託した際の権利関係についても、法令で明記することが考えられると思います）。

#### ● 資料7～8頁（3）投機的取引に伴うリスクの抑制

- ・ 仮想通貨取引が投資・投機目的で行われることが多く、そこには、他の投機・投資目的の金融取引と同様のリスクが存在していると考えられる以上、投機的な取引に伴うリスクや投資取引に伴うリスクへの対処のために存在する現行の規制を同様に適用することが適当であると考えます。
- ・ なお、仮想通貨への投資・投機に関する独自のリスクや、仮想通貨との関係で特に大きなリスクが存在しないか、という観点からは、例えば、海外では、秘密鍵を失念するとどうしようもなくなるといったリスクが重要なリスクの1つとして指摘されています。こういった点についても、しっかりとした説明がなされる必要があると考えます。

#### ● 資料8～9頁（4）取引の透明性確保、利益相反の防止

- ・ 8頁から9頁に記載されたような情報の提供や体制整備は、顧客の利益に資するものであり、また、他の金融取引との同様の規制という観点からも、求められるべきであると考えます。

以上